

金山町 1 か月児健診事業について

金山町では、1 か月児健診にかかる費用の助成を行っています。1 か月児健診は、お子さんの成長や発達の確認ができ、育児について相談できる健診です。ぜひ、1 か月児健診を受けていただきますようお願いいたします。

◇ 対象となる方 ◇

1 か月児健診を受けられるお子さん、保護者の方

◇ 助成の額 ◇

1 か月児健診にかかった費用の全額

◇ 助成の流れ ◇

【山形県内医療機関等で1 か月児健診を受診する方】

- ① 1 か月児健診受診票の保護者記入欄を記入し、1 か月児健診を受診する時に窓口へ提出する。
- ② 1 か月児健診を受診する。
※窓口での費用負担はありません！



【山形県内医療機関等以外で1 か月児健診を受診する方】

- ① 1 か月児健診受診票の保護者記入欄を記入し、1 か月児健診を受診する時に持参する。
- ② 1 か月児健診を受診し、主治医に受診票の医師記入欄を記入してもらう。
※医療機関から記入していただく際に料金が発生する場合は、記入の必要はありません。母子手帳で健診受診について確認させていただきます。
- ③ 医療機関等の窓口で1 か月児健診にかかった費用を全額支払う。
- ④ 以下の必要書類を準備し、役場健康福祉課に償還払いの申請をする。

<申請に必要なもの>

- ・医療機関が発行した領収証
- ・1 か月児健診助成券（医師記入欄記入済みのもの）
- ・母子健康手帳
- ・振込先の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）

※約半月～1 か月後に、指定した口座に支払った費用の全額が振り込まれます。

【お問合せ】 役場健康福祉課 健康係 保健師

Tel : 0233-29-5624 (直通)